JR東労組東京
No. 48
2025. 4. 18

被害者が加害者にされた！

武蔵小金井駅暴行事件

第二回口頭弁論

6月23日（月）13：10～
東京地方裁判所530号法廷

パワハラ被害者を守らないJR東日本！社員を守らない会社でいいのか!?

被告（JR東日本・副長）から答弁書が提出される

2024年4月15日　原告が暴行を受けた場面について

■原告の主な主張		■被告の主な回答
■原告は、午後6時30分から1時間のフレキシブル時間中は駅のホームで巡回見回り勤務をすることとし、休憩時間中に、駅事務室で、管理者である被告に対して「（駅の）ホームに行っています」と伝え、被告から「はい」と返答を得た。	▶	■被告副長 「はい」と返答していない。
— 略 —		
■午後9時頃から、原告は、駅長室において、被告及び副長から事情聴取を受けた。		
— 略 —		
■原告は、休憩時間終了時に駅事務室にいなかったことについては既に解決しているうえ、駅の改札業務に就く時間が迫っていたので、駅長室から退室しようとした。ところが、被告は、「席に戻れ」と制止し、原告はいったんこれに従い、席に戻った。	▶	■被告会社 原告が被告の指示に従って自主的に席に戻った事実はない。
■原告が「これ以上話すことはありますか」と尋ねても、被告は「話はまだ終わっていない」などというばかりで、改札業務に就く必要があったので、「これ以上話すことないですよね。改札なので」と再度席を立ち、退室しようとした。	▶	■被告会社 改札業務の開始時刻が迫っていることは述べていない。
■被告は、「戻れ」というとともに、原告を上体がのけぞるほどの強さで駅長室に設置されたソファの方に突き飛ばした。	▶	注目！ **■被告副長 原告を突き飛ばした事実はない。**
■被告はソファに座った状態の原告に対し、右手で原告の左肩付近を押さえ、原告をソファーに押さえつけた。原告は「手を出したら負けだ」と思い、とっさに手を後ろに組んで抵抗しないようにした。	▶	■被告副長 話の途中で一方的に駅長室を退出しようとした原告の左肩付近に手をあてて制止した
■原告の左肩付近にあった被告の右手が原告の首元まで移動してきたため、原告は首を絞められるような息苦しさを感じた。	▶	注目！ **■被告副長 原告の首元に触れていない。**
■そのため、原告は「パワハラですよ」と被告に抗議したが、被告はかっと目を見開き「だからなんだ」と返すのみだった。	▶	■被告会社 「だからなんだ」と述べたことは認める。
■原告は何度も「止めてください」「離してください」などと制止を求めるも、また、同席した副長も被告に口頭で制止するよう求めていたが、被告は「席に戻れ」等というばかりで、原告の首元を押さえつけることを一向に止めなかった。	▶	■被告会社 同席した副長は双方に対し、「やめてください」などと述べた。
■原告は、息苦しさと恐怖のあまり、被告を両手で突き飛ばしたところ、被告はしりもちをつく格好となった。	▶	■被告副長 被告は一瞬空中を飛ばされるように床に体の背面部を強く叩きつけられた
■原告は被告の暴行から免れるために正当防衛を行った。すなわち、原告が被害者であり、被告が加害者である。	▶	**■被告は原告が被告を押しのけて部屋から退席するのを制止しようとして接触したにすぎない。正当防衛が成立するものではない。**

2024年5月14日　原告が反省を強要された場面について

■原告の主な主張		■被告の主な回答
■首都圏本部の社員は、原告に対する面談において、「傷害罪」「命の危険がない限り正当防衛なんて基本的にはならない」「家族が悲しむ」「あなたの今後のJR人生長いんじゃないの」「よく考えた方がいいよ」「間違いなく処分」「あなたの反省の態度が薄いのかどうかというのも、もちろんうちらは載せる」「上司への暴行は重い」等と述べた。これにより、原告は、「このままではクビになるのではないか」と恐怖し、反省の意を示さなければ、重い処分が下されることになると思い込まされた。	▶	■原告に対し、被告JR東日本の職場規律の維持確保の観点から、その重大性を認識させ、反省を促す意味合いで説諭したものである。 説諭（せつゆ）　悪い行いを改めるよう言い聞かせること。

２０２５年４月７日、被告（ＪＲ東日本・副長）から答弁書が提出されました。答弁書には、被告が原告を突き飛ばしたこと、首元を押さえたことが「なかった事」にされていました。ＪＲ東労組は、この事実の隠蔽を許さず、若き原告を支え、裁判勝利のために共にたたかい抜きます！

突き飛ばしたこと 首元を押さえたこと なかった事に!!

■被告会社
押さえつけられたという「首元」については、特に痛みや痕跡を申告することもなかった

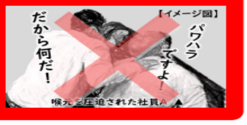
【イメージ図】
パワハラですよ！
だから何だ！
喉元を圧迫された社員A

マスコミ市民 4月号

被害者が加害者にされた！ JR東日本武蔵小金井駅暴行事件（抜粋）

仲田隆介（弁護士）

本件の代理人である仲田弁護士の寄稿がマスコミ市民に掲載されました。本件を通じて労働組合の大切さを考えるために、職場討議での活用をお願いします。

■JR東日本の経営体質

私は、本件に代理人として関与する中で、本件に限らず、JR東日本における様々な問題を知り、同社の経営体質に驚かされています。JR東日本は、日本を代表する鉄道会社であり、最近は不動産事業等にも進出しており、非常に華々しい企業だと認識していました。しかし、働く者に対する仕打ちは目に余るものがあります。特に驚いたのは懲罰的日勤教育です。福知山線脱線事故の原因と言われる教育方法が、JR東日本でいまだに行われているのです。

日勤教育の中で行われた管理者のパワハラや恫喝によって、社員を病気休職や自殺を考えるまでに追い込んでおきながら、その点について団体交渉で指摘されても、会社は、「熱のこもった適正な指導の範囲」と回答しているというのです。

また、管理者による事象の隠蔽で現場社員に処分が出されていること、会社が開催した安全研修で労働組合批判が行われていること、会社による一方的な人事によって多くの社員が病気に追い込まれていること、組合所属の有無によって人事に差別が生じていると思われること等の問題が次から次へと発生していると聞きました。

さらに、本件訴訟提起と前後して、JR東労組には、組合未加入者（社友会会員）からパワハラ等について4件の告発が届いているとのことです。私も、本件訴訟の記事を読んだという元JR社員（社友会会員）の方から、ハラスメントに関する相談を受けました。

本件が氷山の一角であることは明らかです。このような会社による異常な対応が頻発する状況で、公共交通機関にとって最も重要な「安全第一」は確保されるのでしょうか。働く者を大事にしない会社で、安全は確保できるのでしょうか。

■健全なJR東日本を

本件を通じて思うのは、以前の原告のように、労働組合に加入していないと、会社との間で何か問題が起きても解決が図られず、泣き寝入り、最悪の場合は退職に追い込まれるという現実が存在することです。

社員を大切にするという健全な企業体質の実現のために、労働組合の存在が重要であることは明らかだと思います。本件が、JR東日本の社員の皆さんにも、社員を大切にしない会社の経営体質や労働組合の大切さについて考えるきっかけになればと思っています。健全なJR東日本を作り出すという原告の提訴の目的を実現できるよう、これからともに頑張っていきたいと思います。

健全な会社をつくりだし、若き仲間と共にたたかおう！